

いなべ市電子入札運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、いなべ市における一般競争入札（以下「入札」という。）により実施する建設工事、測量及び建設コンサルタント業務の契約について、電子入札システム（市の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）の実施に当たり、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(電子入札に使用できるICカード)

第2条 電子入札において使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行する電子的な証明（第13条第1項第7号において「電子証明書」という。）を格納しているICカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているものであること。

2 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が電子入札に使用するICカードは、次の各号の要件を満たし、かつ、次条第1項に規定する利用者登録を行ったものでなければならない。

(1) 規則第5条第2項の規定による入札参加資格者名簿の登録された代表者又は受任者（受任を受けたものに限る。以下「代表者等」という。）の名義で取得したものであること。

(2) 開札日において有効なICカードであること。

3 入札手続中であっても、商号又は名称及びICカード名義人である代表者等に変更が生じたこと等により利用者登録内容に変更があった場合は、旧ICカードによる入札参加は認めない。ただし、規則第4条第4項の規定による入札参加資格審査申請書の変更の届出日から2月以内であって、かつ、旧ICカード使用届出書（様式第1号）を市長に提出したときは、この限りでない。

(利用者登録)

第3条 入札参加者は、あらかじめ前条の規定を満たすICカードを使用して、電子入札システムを利用するための本市の利用登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合は、直ちに電子入札システムによる利用者登録変更をしなければならない。

3 前項の場合において、変更する事項が商号又は名称、I Cカード名義人である代表者等に該当する場合は、変更した事項が記載されたI Cカードを新たに取得し、第1項に規定する登録を行わなければならない。

(共同企業体における特例)

第4条 入札参加者が建設工事に係る共同企業体(いなべ市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成22年いなべ市告示第52号)に定めるものをいう。以下同じ。)の場合は、当該企業体の構成員の代表者が代表者等の名義で取得し利用者登録を行ったI Cカードにより入札参加するものとする。

(電子入札に参加できる者)

第5条 入札参加者は、第3条に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。

2 入札参加者が共同企業体の場合は、当該企業体の全ての構成員が前項の規定を満たさなければならない。

(発注案件登録)

第6条 発注案件は、電子入札システムに登録を行うものとする。

(開札日時等の延期)

第7条 入札書の提出期限又は開札日時(この条において「開札日時等」という。)を延期する必要があるときは、入札参加者に対して、速やかに変更後の開札日時等を電子入札システム等により通知するものとする。

(入札書等の提出)

第8条 入札参加者は、電子入札システムから、本市が指定した日時までに、入札書及び**工事費等**内訳書(この条において「入札書等」という。)を提出しなければならない。ただし、**工事費等**内訳書については、提出を求めないこととした場合は、この限りでない。

2 提出した入札書等を修正し、又は撤回することはできない。

(予定価格の登録)

第9条 規則第11条の規定により定められた予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札の辞退)

第10条 入札書を提出した後に、配置を予定する技術者等が配置出来なくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が発生した場合には、辞退しようとする案件の開札時間までに電子入札システムから、辞退の届出をしなければならない。

(開札)

第11条 開札の実施に当たっては、**地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第2項の規定を適用し、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立会いを要しないものとする。**

(くじ引きによる落札者の決定)

第12条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子入札システムにおいて入札書の提出日時、入札参加者が任意に設定するくじ入力番号及び電子入札システムが自動的に発行する乱数を基に行う抽選方法(以下「電子くじ」という。)によるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

2 事後審査型一般競争入札の場合にあっては、第1項中「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替えるものとするものとする。

(入札の無効)

第13条 電子入札による場合において、規則第14条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札をしたとき。

(2) 入札金額の表示を改ざん、又は訂正した入札をしたとき。

(3) 入札書に指定された項目を入力せず、若しくは不要な項目を入力した、又は入力が不明確な入札をしたとき。

(4) あらかじめ指定した日時までに市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされない入札のとき。

(5) 工事費等内訳書を求めた場合に工事費等内訳書が添付されていない入札をしたとき。

(6) 入札金額が工事費等内訳書の合計金額と異なる入札をしたとき。

(7) 電子証明書の不正な使用があったとき。

(8) 商号又は名称及びICカード名義人である代表者等に変更が生じたことにより、利用者登録内容に変更があったにもかかわらず、無届で旧ICカードを使用して入札をしたとき。

(9) 入札書の提出後において、入札参加資格停止等により入札参加資格を満たさなくなった者がした入札。

(10) 事前に落札可能件数届出書(様式第2号)を提出し、落札可能件数に達した後の入札。

(落札決定通知)

第14条 落札者への通知は、落札者の決定を確認したうえで、電子入札システムにより、落札決定通知書を送付するものとする。

(落札決定の保留)

第15条 事後審査型一般競争入札における落札候補者の資格審査をするときは、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札候補者に対して、資格審査に必要な資料を電子入札システム又は持参により提出させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札決定を保留する必要があると認めるとき

は、電子入札システムから保留通知書にその理由を記した上で、入札参加者に送付するものとする。

(開札の中止)

第16条 開札を中止する必要があるときは、入札参加者に対し電子入札システム等により通知するものとする。

(入札結果の公表)

第17条 入札結果については、いなべ市ホームページにおいて公表するものとする。

附 則

この運用基準は、平成27年6月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年8月1日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

旧 I C カード使用届出書

いなべ市長 宛て

住 所
商号又は名称
代表者氏名

いなべ市入札参加資格者名簿の登録内容変更に伴い、電子入札に係る I C カードを変更することとなりました。現在、新 I C カード取得の途中で
るので、旧 I C カードの使用を届け出ます。

記

旧 I C カードの 登 録 内 容	住 所	
	商号又は名称	
	取 得 者 氏 名	
変 更 内 容		
変 更 の 届 出 日	年 月 日	

- ※ 「変更の届出日」については、入札参加資格審査申請の共同受付先である（公財）三重県建設技術センターに届け出た日を記入してください。
- ※ 本届出書の提出により、旧 I C カードを使用する場合は、入札参加資格審査申請書の変更の届出が済ませてあることが前提条件となります。
- ※ 旧 I C カードの使用期限は、入札参加資格申請書の変更日から2箇月間とし、期限を超えたときは効力を失うものとします。
- ※ 効力を失った I C カードを使用するなどの不正使用が確認された場合は、入札参加資格停止等の対象となりますのでご注意ください。

落札可能件数届出書

いなべ市長 宛て

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり落札可能件数を届出します。

記

開 札 日	年 月 日	
対 象 件 数	上記開札日の入札に参加している件数	件
	落札可能件数（現在、落札候補となっている件数を含む）(A)	件
	落札候補となっている件数(B)	件
落札可能件数	(B)が落札決定となった場合の落札可能件数(A－B)	件

上記開札日に参加している工事名称等

工事番号等	工事名称等

注 1 開札日ごとに作成し、開札日の前日までに提出すること（市役所の閉庁日を除く、執務時間内）。

注 2 落札可能件数に達した後の入札は無効とし、開封しません。